県立東岡山工業高校ラボ新築基本設計・実施設計委託業務プロポーザル評価基準

県立東岡山工業高校ラボ新築基本設計・実施設計委託業務プロポーザルの評価基準について必要な事項を次のとおり定める。

1　一般事項

（１）＊は、主観的評価項目、無印は客観的評価項目を示す。

（２）主観的評価（＊印）の各評価項目については、あらかじめ定めた項目について、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅの評価を行う。

（３）主観的評価項目の評価値は、配点×評価係数とする。

（４）主観的評価の各評価項目の評価係数は、Ａ＝1.0、Ｂ=0.8、Ｃ=0.6、Ｄ＝0.4、Ｅ＝0.2とする。

2　第一次審査の評価基準（８０点満点）

評価基準における「学校」は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、高等学校、大学及び高等専門学校に限るものとする。

（１）提出者の業務実績（計２５点）【様式３】

評価項目	評価基準	評価値
平成23年度以降に日本国内においてしゅん功した建築物の実施設計を、建築主から直接受注して完成させた実績の有無	延べ面積 500 ㎡を超える学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務２件以上の実績あり	２５点
	延べ面積 500 ㎡を超える学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務１件の実績あり	１５点
	延べ面積 250 ㎡以上の学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務２件以上の実績あり	５点
	上記のいずれにも該当しない	０点

（２）業務実施体制（計５５点）

ア　配置予定技術者の経験（配点１８点）【様式４】

（ア）管理技術者

実績年数	評価値
一級建築士の資格取得後２０年以上	５点
一級建築士の資格取得後１５年以上	３点
一級建築士の資格取得後１５年未満	０点

（イ）総合主任担当技術者

実績年数	評価値
一級建築士の資格取得後１５年以上	４点
一級建築士の資格取得後１０年以上	２点
一級建築士の資格取得後１０年未満	０点

（ウ）構造主任担当技術者

実績年数	評価値
構造設計一級建築士の資格取得後５年以上	３点
構造設計一級建築士の資格取得後５年未満又は資格なし	０点

（エ）電気設備主任担当技術者

実績年数	評価値
建築設備士又は一級建築士の資格取得後１５年以上	３点
建築設備士又は一級建築士の資格取得後１０年以上	１点
建築設備士又は一級建築士の資格取得後１０年未満	０点

（オ）機械設備主任担当技術者

実績年数	評価値
建築設備士又は一級建築士の資格取得後１５年以上	３点
建築設備士又は一級建築士の資格取得後１０年以上	１点
建築設備士又は一級建築士の資格取得後１０年未満	０点

イ　配置予定技術者の設計業務実績（配点２５点）【様式４】

（ア）管理技術者

評価項目	評価基準	評価値
平成 23 年度以降に日本国内においてしゅん功した建築物の実施設計を行った実績の有無	延べ面積 500 ㎡を超える学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務２件以上の実績あり	９点
	延べ面積 500 ㎡を超える学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務１件の実績あり	５点
	延べ面積 250 ㎡以上の学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務２件以上の実績あり	２点
	上記のいずれにも該当しない	０点

（イ）総合主任担当技術者

評価項目	評価基準	評価値
平成 23 年度以降に日本国内においてしゅん功した建築物の実施設計を行った実績の有無	延べ面積 500 ㎡を超える学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務２件以上の実績あり	４点
	延べ面積 500 ㎡を超える学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務１件の実績あり	２点
	延べ面積 250 ㎡以上の学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務２件以上の実績あり	１点
	上記のいずれにも該当しない	０点

（ウ）構造主任担当技術者

評価項目	評価基準	評価値
平成 23 年度以降に日本国内においてしゅん功した建築物の実施設計を行った実績の有無	延べ面積 500 ㎡を超える学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務２件以上の実績あり	４点
	延べ面積 500 ㎡を超える学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務１件の実績あり	２点
	延べ面積 250 ㎡以上の学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務２件以上の実績あり	１点
	上記のいずれにも該当しない	０点

（エ）電気設備主任担当技術者

評価項目	評価基準	評価値
平成 23 年度以降に日本国内においてしゅん功した建築物の実施設計を行った実績の有無	延べ面積 500 ㎡を超える学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務２件以上の実績あり	４点
	延べ面積 500 ㎡を超える学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務１件の実績あり	２点
	延べ面積 250 ㎡以上の学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務２件以上の実績あり	１点
	上記のいずれにも該当しない	０点

（オ）機械設備主任担当技術者

評価項目	評価基準	評価値
平成 23 年度以降に日本国内においてしゅん功した建築物の実施設計を行った実績の有無	延べ面積 500 ㎡を超える学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務２件以上の実績あり	４点
	延べ面積 500 ㎡を超える学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務１件の実績あり	２点
	延べ面積 250 ㎡以上の学校の新築又は増築工事に係る実施設計業務２件以上の実績あり	１点
	上記のいずれにも該当しない	０点

ウ　配置予定技術者の学習の実績（配点１２点）【様式５】

評価項目	評価基準		評価値
令和５年４月１日から令和８年３月31日までの間の建築 CPD 運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）が運営する建築 CPD 情報提供制度における学習の実績	管理技術者	建築 CPD 運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）が発行する建築 CPD 実績証明書（様式３－３）に記載された認定時間の合計（以下「総認定時間数」という）が 12 時間以上	３点
		総認定時間数が 6 時間以上	２点
		総認定時間数が 1 時間以上	１点
		総認定時間数が 1 時間未満	０点
	総合主任担当技術者	総認定時間数が 12 時間以上	３点
		総認定時間数が 6 時間以上	２点
		総認定時間数が 1 時間以上	１点
		総認定時間数が 1 時間未満	０点
	構造主任担当技術者	総認定時間数が 12 時間以上	２点
		総認定時間数が 12 時間未満	０点
	電気設備主任担当技術者	総認定時間数が 12 時間以上	２点
		総認定時間数が 12 時間未満	０点
	機械設備主任担当技術者	総認定時間数が 12 時間以上	２点
		総認定時間数が 12 時間未満	０点

３　第二次審査の評価基準（１００点満点）

（１）業務実施方針等（計１０点）【様式６－１】

ア　業務の実施体制（配点５点）＊

評価項目	評　価				
	Ａ（1.0）	Ｂ（0.8）	Ｃ（0.6）	Ｄ（0.4）	Ｅ（0.2）
業務の実施体制	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分

イ　業務実施方針の妥当性（配点５点）＊

評価項目	評　価				
	Ａ（1.0）	Ｂ（0.8）	Ｃ（0.6）	Ｄ（0.4）	Ｅ（0.2）
業務実施方針の妥当性	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分

（２）技術提案（計８０点）【様式６－２～６－５】

ア　学校の象徴となる意匠・空間づくり（配点３０点）＊

評価項目	評　価				
	Ａ（1.0）	Ｂ（0.8）	Ｃ（0.6）	Ｄ（0.4）	Ｅ（0.2）
提案の的確性（１２点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い
提案の創意工夫（６点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い
成果達成の実現性（１２点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い

イ　次世代産業を牽引する高度専門職人材の育成に資する機能確保（配点３０点）＊

評価項目	評　価				
	Ａ（1.0）	Ｂ（0.8）	Ｃ（0.6）	Ｄ（0.4）	Ｅ（0.2）
提案の的確性（１２点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い
提案の創意工夫（６点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い
成果達成の実現性（１２点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い

ウ　ライフサイクルコストの縮減（配点１０点）＊

評価項目	評　価				
	Ａ（1.0）	Ｂ（0.8）	Ｃ（0.6）	Ｄ（0.4）	Ｅ（0.2）
提案の的確性（４点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い
提案の創意工夫（２点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い
成果達成の実現性（４点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い

エ　省エネルギー化への配慮（配点１０点）＊

評価項目	評　価				
	Ａ（1.0）	Ｂ（0.8）	Ｃ（0.6）	Ｄ（0.4）	Ｅ（0.2）
提案の的確性（４点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い
提案の創意工夫（２点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い
成果達成の実現性（４点）	極めて高い	高い	中位	やや低い	低い

（３）取組意欲（計１０点）＊

評価事項	評　価				
	Ａ（1.0）	Ｂ（0.8）	Ｃ（0.6）	Ｄ（0.4）	Ｅ（0.2）
取組意欲の程度（１０点）	極めて高い	高い	普通	やや不十分	不十分

４　無効となる条件

提案が無効となる条件は、提出物の応募条件への違反等、次の諸点を勘案して決定する。

・応募条件で禁止されている提出物があった場合
・プロポーザル提出物の内容に虚偽の申告があった場合
・評価を実施する委員等に働きかけ、審査の結果に影響力を行使しようとした場合
・上記のほか、公告等に明示した事項に違反するとして、契約担当者が提案を無効と決定した場合